

# おおもり

令和6年11月20日発行 通巻第327号

## 法人ニュース

OOMORI CORPORATE ASSOCIATION NEWS VOL.7 2024.10.11.12



よき経営者をめざすものの団体  
公益社団法人 **大森法人会**

<https://www.tohoren.or.jp/oomori/>



この印刷物は、環境に配慮された原材料を使用し、リサイクルを考慮して製作されています。



# INDEX

冬のカレンダー	2
大森みんなの広場	3
• ようこそ新しいお仲間	
• お出かけください	
顔	4
• 大森税務署長 井上 文晴 氏	
TAXインフォメーション	6
令和7年度税制改正提言	8
ひろば	10
役立つ情報のご案内	14
「ジャストワンワード」	15



「会式(えしき)」とは、各宗宗祖の命日に行われる法要行事全般を指す言葉でしたが、殊に池上本門寺のお会式は江戸時代より盛大な法要行事であったため、「お会式」というと日蓮聖人の命日を指す言葉として広まりました。万灯行列の華やかさと講中の威勢の良さは、安藤広重の版画にも描かれています。

大田区に住んで15年程になりますが、今回法人会の撮影で初めて御会式に行ってみました。迫力があり感動しました。

中原 幸(なかはら こう)  
〒144-0052 東京都大田区蒲田4-42-3  
イースタンコーポ蒲田302号室



## 冬のカレンダー

### 12月

12月の事業	
4日(水)	★♣ 新設法人説明会 13時30分～16時30分
11日(水)	★♣ 決算法人説明会 13時30分～16時30分
13日(金)	★決算書読み解きトレーニング 10時30分～12時00分
check	12月の税務
	12/10 源泉所得税(11月分)納税
	※10月決算法人の確定申告と納税
	※2025年4月決算法人の中間申告と納税
	※社会保険料(11月分)納付
	※印の納付期限は2025年1月6日まで

### 1月

1月の事業	
17日(金)	★新年賀詞交歓会
24日(金)	★♣ Chat GPT 実践して学ぶビジネスへの活かし方
check	1月の税務
	1/10 源泉所得税(12月分)納税
	1/31 11月決算法人の確定申告と納税
	1/31 2025年5月決算法人の中間申告と納税
	1/31 社会保険料(12月分)納付

### 2月

2月の事業	
5日(水)	★♣ 新設法人説明会 13時30分～16時30分
6日(木)	★正副会長会 11時00分～13時00分
13日(木)	★♣ 決算法人説明会 13時30分～16時30分
27日(木)	★理事会 16時00分～17時30分
check	2月の税務
	2/13 源泉所得税(1月分)納税
	2/28 12月決算法人の確定申告と納税
	2/28 2025年6月決算法人の中間申告と納税
	2/28 社会保険料(1月分)納付

♣印の【イベント】は一般の方も参加できます。  
★印の【会場】はいずれも法人会館研修室にて  
詳しくは事務局 03(3751)4484までご連絡ください。  
※カレンダーの各開催要領は当会ホームページをご覧ください。



# ようこそ 新しいお仲間

大森法人会  
6月～9月 入会者(敬称略)

TKS(株) 〈飲食業〉

三野 克也

大田区蒲田1-28-8 (山王第2地区)  
居酒屋2軒、バー・スナック6軒を運営しております。

(株)アイセコ 〈製造業〉

小野 やよい



大田区北馬込2-26-3 (北馬込地区)  
<https://www.isecona.co.jp/>  
電子機器の製造・組立をしております。

(株)SAGASALE 〈建築業・福祉用具事業〉

袴田 稔己



大田区大森西3-12-17  
ロフティ大森町II 1F (大森西第2地区)  
<http://sagasale.net/>

地元大田区を中心に建築・福祉・不動産の建物に関わる分野で  
価値あるサービスを提供していきます。

Toniez(株) 〈サービス業〉

秋山 朝紀



大田区山王2-20-28 (山王第1地区)  
<https://toniez.co.jp/>

WEBコンサルティング、情報発信サイト運営、Eコマース、  
広告運用を行っています。

リデュース&コネクト(株) 〈リサイクル製造業〉

川上 泰昌



大田区城南島1-1-3 (城南地区・城南島)  
コンクリートリサイクルプラント運営管理業務を  
中心に行っております。主な業務内容はコンクリートリサイクル  
業務から産まれる再生材の販売、建材運送、鍛冶業務等です。

山王ホームズ(株) 〈不動産仲介業〉

中平 竹彦



大田区山王2-40-3 (山王第1地区)  
<https://sanno-homes.co.jp/>

(株)K-エイト

楠ノ瀬 雄也

大田区大森東2-4-16  
ファミリーハウス105 (大森東第1地区)

薬局経営および薬局経営サポート事業を行っております。

Membership  
データ

令和6年9月末現在

管内法人数 7,750社 大森法人会員数 1,369社



## お出かけください

### ★法人税見方・書き方講座【全5回】

法人税確定申告書の注意事項をしっかりマーク!  
わかりやすくポイントを説明します!

【会場】大森法人会館3F 研修室

- ① 2月19日(水) 13時30分～16時30分
- ② 2月26日(水) 13時30分～16時30分
- ③ 3月 5日(水) 13時30分～16時30分
- ④ 3月12日(水) 13時30分～16時30分
- ⑤ 3月19日(水) 13時30分～16時30分

### ★Chat GPT 実践して学ぶビジネスへの活かし方

AIツール“Chat GPT”。ビジネスでも様々な場面で  
使用され、経営のサポートツールとして活用され始め  
ています。本講座では、事前にお手持ちのスマホやタ  
ブレットにChat GPTを登録して頂き、実際に様々な  
テンプレートを使っての体験学習をして頂きます。

【日時】1月 24日(金) 【会場】法人会館3階研修室

▲各開催要領は当会ホームページをご確認ください。



### 税金クイズ あなたの税知識は?

次の問題に番号で答えてください。

A 法人は、原則として、事業年度終了の日の翌日から何か月以内に法人税の確定申告をしなければならないでしょうか。

- ① 1か月以内
- ② 2か月以内

B 適格請求書等保存方式の開始後においても、免税事業者等から行った課税仕入れについて、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。この経過措置により令和8年9月30日までは何%が控除可能でしょうか。

- ① 80%
- ② 60%

C 酒税法改正によりビールや発泡酒、第三のビールなどのビール系飲料の酒税が350ml換算で54.25円に統一される予定になっています。統一されるのはいつの予定でしょうか。

- ① 令和7年9月
- ② 令和8年10月

D 国税庁では、学校教育の中で租税教育の充実が図られるよう、環境整備や支援を行っています。税務署内に租税教育用の施設「タックス☆スペース」を設置して、「税務署見学」や「体験学習」を実施している税務署は以下のうちどの税務署でしょうか。

- ① 東京上野税務署
- ② 駒込税務署

※ 答えは14ページに

フォーカス

No.184

# 井上 丈晴

大森税務署長

## 組織理念は変わらずとも、その実現方法には常に変化が求められています

令和6年7月に大森税務署に署長として着任された井上丈晴さん。長きにわたり国税庁でNISAなど大規模なシステム開発に携わって来られました。とは言え、基本は人と人のつながりが大事、という井上署長のお話をうかがいました。

### 提案がのちに国税庁の開発プロジェクト参加につながる

大森税務署には仕事で何度か来たことがありましたが、大森地区自体は、これまであまり足を運ぶ機会がありませんでした。今はプライベートも含め、少しずつ出かけて地域を知るよう努めています。

私の出身は福岡県の八女市です。のどかなお茶の産地で、そのせいか私の性格ものんびりしています。学生の頃は法律とコンピューターが好きでした。国税の職場を志望したのは法律を学ぶことができるからです。職場に入ってからはコンピューターに関する勉強がしたくて、自費で大学に入学し、情報システムの開発・運用とデータ分析を勉強しました。

そこで学んだ知識をもとに、税務署の、当時はまだ紙が主体でしたので、それを入力して、データを分析し、分析モデルを提案したところ、国税庁から開発プロジェクトに参加しないかと誘いがありました。

後になって振り返りますと、その時に実現するのは難しい内容だったとしても、いずれ必要になると思って提案したことが良かったと思います。

### プレッシャーの中、NISAのシステム開発に

署で税務調査を担当していたのは5年と短いのですが、国税庁で情報システムの開発には20年以上携わってきました。

大規模な開発が多いのですが、中でも2014年1月にスタートしたNISA（少額投資非課税制度）のシステム開発は最も印象深い仕事です。政府の景気対策として注目を集め、新聞でも連日報道され、私自身取材も受けました。

株式や投資信託などの運用益を非課税にすることで、

貯蓄から投資への流れを作ろうと、金融庁をはじめ証券会社や金融機関がアピールしていくわけですが、実はその裏でシステムを作っていたのは国税庁でした。

なにしろものすごいプレッシャーでした。失敗したら国の施策なので大変です。

金融庁、証券会社、銀行等と連携して成功にこぎつけた一大プロジェクトでした。この開発を通して多くのことを学ぶことができました。大事なのは人と人のつながり、チームワークですね。

### 企業の将来のため、法人会とともにデジタル化の推進を

大森税務署長として大事にしているのは、継続と変化です。前任の署長から引き継いだ取組みを継続しつつ、それを発展させていく。そのためには、現状を知り、状況や課題を「見える化」することが大事。職員には受け身にならず、参加する意識を持って業務に取り組んでもらいたいと思っています。仕事は人と人が行うものですから、基本は人間関係を大事にして、明るく話しやすい職場を目指しています。

法人会の皆様には、日頃から税務行政に対してご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。この度、署と税務関係民間六団体による「DX共同推進宣言」を採択し、e-Tax やキャッシュレス納付のほか、事業者の業務のデジタル化を進めていくこととしました。

少子高齢化による人材不足など今後予測されるさまざまな課題に対して、デジタル化によって変革していくことが求められています。法人会の皆様とも一緒に考えていきたいと思っています。

ところで、国税庁には組織理念があり、常に心にあって、正しい判断や行動を行うための拠り所となっています。社会が変化していく状況においても、組織理念は変わりませんが、技術の進歩などを取り入れながら、その実現方法は常に変化が求められています。DX（デジタルトランスフォーメーション）はその実現方法の一つとして、取組みの中心的位置付けとなっています。



### 「かけがえのない」もの、関係を心に留めて

国税庁に勤務していた時期は、仕事が顔に出ていたようで、妻には「すごくきつい顔をしているけど大丈夫?」とずっと言わっていましたね。当時は睡眠時間がずっと4時間でしたし、家に帰るとほっとはするんですが、でもなかなか表情は変わらないですよね。4時間寝たらまた大きなプレッシャーがかかっている仕事に行かなくてはならなくて、その暮らしは長く続きました。そのことは今でも気にしていて、険しい表情をしていないか、気をつけるようにしています。

子供は2人いて両方ともシステム関係に就職しました。仕事であまりかまってやれませんでしたが、私の仕事の内容を聞いて興味を持ったみたいです。進路について相談を受ければ、自分の知見でアドバイスをしていました。

家族には感謝しかありません。これまで幾度となく大変な時期がありましたが、家族の支えにより、ここまで続けることができました。

また、私の趣味は高校の時に始めた弓道です。もう37年ほどになります。仕事が忙しい時期や子供が小さい時にはあまり練習できませんでしたが、先生方や家族の協力のおかげで教士七段に合格でき、全日本選手権や関東大会にも出場させていただいているです。

「かけがえのない」という言葉は弓道が由来という説があります。弓を引く時に右手につける革製の手袋を「かけ」と言いますが、自分の手に馴染んだ「かけ」は的中を左右し、替えの効かない大事なものという意味で使われています。自分にとって「かけがえのないもの」とは何か、常に意識しながら感謝の気持ちとともに、いつも心に留めるようにしています。

大森法人会の皆様とも「かけがえのない」関係を作っていくたいと考えています。



▲七段昇格時射礼（明治神宮にて）



人に顔あり、街にも顔あり  
今号の顔は何を語るか？

■プロフィール  
井上 丈晴（いのうえ たけはる）  
福岡県出身 東京都北区在住

- 平成27年7月 萩窪署 副署長
- 平成29年7月 個人情報保護委員会 総務課 調査官
- 令和元年7月 東京局 総務部 情報処理管理官
- 令和3年7月 沖縄国税事務所 情報システム課長
- 令和5年7月 東京局 情報システム運用課長
- 令和6年7月 大森税務署長

〈インタビュー〉  
・矢野口 智一 ・中西 亮  
・縣 伸幸 ・安野 徹洋  
〈文〉  
・須貝 明司

10月1日 大森税務署にて

## 令和6年分 年末調整についてのお知らせ

### 年末調整がよくわかるページ (令和6年分)

年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、年末調整時に必要な各種様式など、国税庁が提供している年末調整に関する情報はこのページから入手・閲覧できます。

【お知らせ】  
○ 源泉徴収義務者の方へ  
○ 源泉徴収義務者の種類別に動画やパンフレットを用意しています。  
「年末調整計算シート」(Excel)をご利用の税額計算を効率的に行なうことができます。  
定額減税の制度の詳細については、「定額減税特設サイト」をご覧ください。

源泉徴収義務者  
(給与の支払者)の方へ

給与所得者  
(従業員)の方へ

年末調整手続の電子化

チャットボットに相談する

※ 令和6年分の各種情報については  
**令和6年10月頃**に掲載します。

年末調整に役立つ情報は国税庁の  
こちらのページへ!  
年末調整における定額減税に関する  
情報もあわせてチェック!

年末調整がよくわかる



#### 源泉徴収義務者の方へ

年末調整の手順を案内するとともに、年末調整に関する「動画」や「パンフレット」など年末調整に役立つ情報を提供しています。

#### 給与所得者の方へ

年末調整の概要、各種申告書の「記載例」や「記載に当たってのポイント」など、給与所得者の方に役立つ情報を提供しています。

#### 年末調整手続の電子化

年末調整手続の電子化に関する情報を提供しています。

#### チャットボットに相談する

年末調整でお困りのときにご利用ください。  
※公開期間は令和6年10月頃から令和7年1月下旬までの予定です。



#### 詳しい説明(パンフレット)

「年末調整のしかた」や「法定調書の作成と提出の手引」のパンフレットを提供しています。

#### 各種様式・記載例

年末調整関係様式や記載例、法定調書関係様式を提供しています。

#### 年末調整計算シート(Excel)

従業員の方の給与の総額や控除対象扶養親族の人数などを入力することで、その従業員の方の年末調整の税額計算を効率的に行なうことができます。

※ご利用には、Microsoft office Excelがインストールされたパソコンが必要です。

◎年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限

→ **令和7年1月10日(金)**

◎年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限(納期の特例の適用がある場合)

→ **令和7年1月20日(月)**

◎給与所得の源泉徴収票などの法定調書の提出期限

→ **令和7年1月31日(金)**

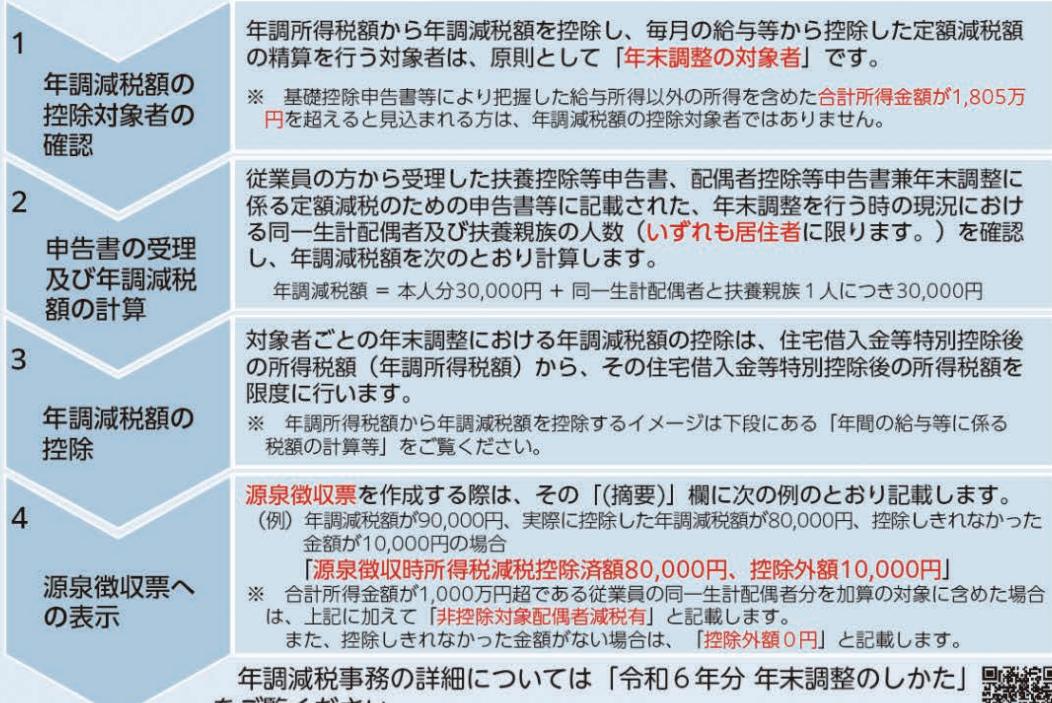


## ◎ 年末調整における定額減税額の精算

本年の年末調整では、定額減税額（年調減税額）の控除を行うために年調減税事務を行う必要があります。年調減税事務の手順は次のとおりです。

※ 定額減税の概要については、国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」をご覧ください。

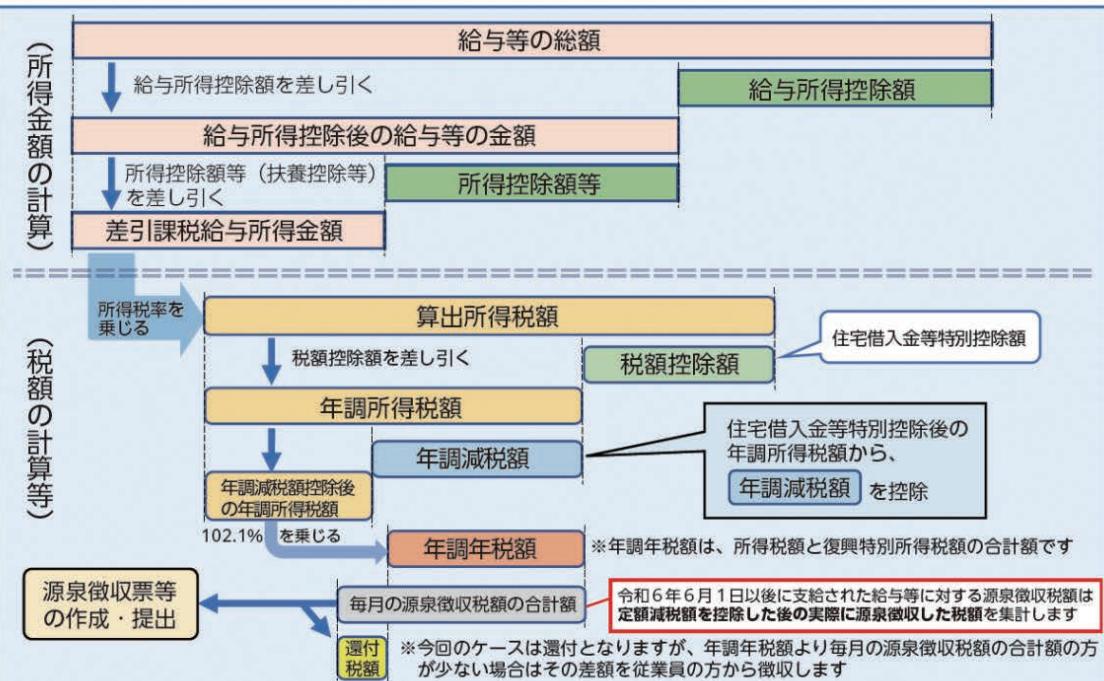
（定額減税特設サイト：<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>）



年調減税事務の詳細については「令和6年分 年末調整のしかた」  
をご覧ください。



## ◎ 年間の給与等に係る税額の計算等



# 法人会の「令和7年度税制改正に関する提言」(要約)

## 「金利のある世界」が到来。新たな財政再建目標の策定を!

法人会は令和7年度税制改正提言をまとめ、今後のその実現を求めて、政府や関係諸官庁に要望活動を展開していきます。

我が国は世界に類を見ないほどの膨大な長期債務残高を抱え、金利上昇し利払い費が増え、財政の硬直化から予算編成もままならない状況にあります。

法人会は速やかに財政健全化の徹底を図れと強く求めています。救国的立場に立つ法人会の提言へご理解ご支援をお願い致します。



### I 税・財政改革のあり方

#### 1.財政健全化に向けて

我が国財政は金利の上昇に伴い、国債の利払い費の増加は免れない。そして国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の予期せぬ急上昇など金融市場に多大な影響を与え、安定的な経済成長を阻害することも懸念される。こうした事態を回避するため、政府と日銀は健全な関係を構築して金融市場の動向を慎重に見極めつつ、副作用を最小限に抑えるように細心の注意を払って政策運営に努めなければならない。

(1) 本年6月から始まった定額減税は、その制度設計が複雑すぎたこともあり、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いることになった。また、物価高対策としての効果については限定的との批判がある。マイナンバーを活用するなどして給付対象を限定し、より高い政策効果を目指すべきであった。

与党内には物価高などを背景に来年も継続するよう求めめる声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。

(2) こども・子育て政策(加速化プラン)として、2028年度までに年間3.6兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の歳出改革や医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしている。岸田文雄政権は賃上げに加え、歳出改革で社会保険料負担を抑制することで「実質的な負担増はない」と説明している。だが、医療保険料への上乗せ負担は、現役世代への実質的な隠れ増税と言える。社会保障改革が想定通りに行われなければ、財源は国債頼みとなりかねない。政府は負担の議論から逃げず、消費税を含めた安定的な財源確保策を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指すべきである。

(3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定したが、大半が「歳出改革」や「決算剰余金の活用」により捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを

増す中で、防衛費の増額は必要な政策であるだけに、安定的な財源の確保が欠かせない。

#### 2.社会保障制度に対する基本的考え方

- (1) 公的年金については年金財政の検証結果を踏まえ、年金制度の見直しについて検討が進んでいる。これまで年金の受給開始年齢の繰り上げや繰り下げの選択肢が拡大されており、公的年金制度の持続可能性を高めるために「マクロ経済スライドの厳格対応」や「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」などの検討が求められる。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革に取り組む必要がある。給付の急増を抑制するためには診療報酬(本体)の配分等を見直すことも重要である。さらに「ジェネリック(後発薬)の使用割合を全ての都道府県で80%以上」に加え「ジェネリックの金額シェア65%以上」とする政府の新たな目標が定められたが、その達成のためにはジェネリックの安定した供給体制を確立することも肝要である。
- (3) 少子化対策では児童手当が大幅に拡充されたほか、所得制限も完全撤廃された。だが、富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。本来は現金給付よりも保育所や学童保育等の整備、保育士等の待遇を改善するなどの現物給付に重点を置くべきであり、国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じるべきである。
- (4) 介護保険については高齢化の進展に伴い、制度の持続可能性を高めるために真に介護が必要な者を見極めるほか、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。また、生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに不正受給の防止に向けた一段の厳格化が欠かせない。

#### 3.行政改革の徹底

行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らが「まず魄より始めよ」の精神に基づき、

率先して身を削らなければならない。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 国・地方における議員定数の大刀な削減、歳費の抑制。また政務活動費等の適正化と使途の透明化。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員確保と能力を重視した賃金体系などによる人件費の抑制。

## II 経済活性化と中小企業対策

### 1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、日本経済の礎でもある。こうした企業が将来にわたって存在感を發揮するためには、中小企業の活性化が不可欠である。地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。

○租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、その政策目的を達したものは廃止を含め整理合理化を行う必要がある。ただし、中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、以下の通りに制度を拡充したうえで本則化すること。

- ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。
- ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入すること

### 2. 事業承継税制の拡充

中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなくなれば、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。

(2) 取引相場のない株式の評価の見直し

(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

贈与税の納税猶予制度の後継者要件として「贈与

の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。

### 3. 消費税への対応

政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要があり、問題があれば制度の是非を含めてその見直しを求める。

- (1) インボイス制度は導入されたが、国は、引き続き、事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

## III 地方のあり方

日本が人口減少社会に突入する中では国と地方役割分担を見直し、財政や行政の一段の効率化を図る必要がある。とくに東京一極集中を是正するには、地方の活性化が重要な課題である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を構築し、民間の知恵と工夫で新たな地場技術やビジネス手法を開発しなければ、真の活性化にはつながらない。

### IV 震災復興等

これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じるよう求める。

また、本年1月には能登半島地震が発生するなど、近年、強い地震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

## V その他

1. 納税環境の整備
2. 環境問題への対応
3. 租税教育の充実

## ● 第1支部 大森第4小学校「水遊び大会」

日時 ▶ 7月20日(土)  
場所 ▶ 大森第4小学校 校庭  
参加人数 ▶ 200名

昨年度より再開した「水遊び大会」は、今年も大盛況でした。全学年で税金クイズに参加してもらいました。低学年には難しかったかな？役員さんが優しく教えている姿がみられました。



## ● 第2支部 梅屋敷流し踊り大会

日時 ▶ 8月23日(金)  
場所 ▶ 梅屋敷商店街  
参加人数 ▶ 200名

活気のある商店街に多くの子どもたちが集まり、税金クイズに参加してもらいました。



## ● 第4支部 第19回 池上まつり

日時 ▶ 8月25日(日) 場所 ▶ 池上会館 参加人数 ▶ 250名

第4支部・地区役員の協力を得て、今年も「池上まつり」に参加しました。法人会コーナーでは今年も「劇団みるきい～うえい」による本格ミュージカル「裸の王様」を披露しました。会場前ではイータ君と一緒に「税の使われ方」「税の大切さ」をPRできました。





## ● 実務セミナー 「1日でわかる経理入門セミナー」

日時▶7月26日(金) 場所▶法人会館研修室 参加人数▶31名

講師▶(有)マスエージェント代表取締役 林忠史氏



林忠史氏

経理業務の仕組み・流れ・知識・心構えについて基礎からしっかり教えていただきました。

## ● 実務セミナー

### 「事業承継フォーラム ~わたしはこれで社長を辞めました~」

日時▶9月17日(火) 場所▶法人会館研修室 参加人数▶12名

講師▶NBCコンサルタンツ(株) 中田典仁氏

「後継者が安心して継げる会社へ」・「経営者の経営力に依存しない自走組織づくり」を軸に事業承継のポイントを教えていただきました。



NBCコンサルタンツ(株)の皆さん  
左から2人目が 中田典仁氏

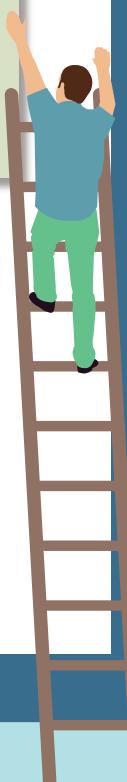
## ● 青年部会 税教室

日時▶9月18日(水)

場所▶入新井第五小学校

参加者人数▶60名

青年部会の役員が先生となつて、税金の種類や使い道を解説しながら、税金の大切さを学んでもらいました。



## ● 役職者合同会議

日時 ▶ 8月6日(火) 場所 ▶ 法人会館研修室 参加人数 ▶ 46名



佐藤組織委員長

佐藤組織委員長より、令和6年度「仲間づくり運動」の取り組みについて説明があり、改めて役職者への協力要請がありました。また、日頃より法人会活動にご尽力いただいている厚生協力企業3社を代表し、大同生命保険(株)品川営業部の竹田部長、幸村課長から法人会福利厚生制度の普及拡大への要請がありました。役職者交流会では、活発な意見交換があり、大変盛り上がりました。



## ● 青年部会 家族交流会

日時 ▶ 8月24日(土) 場所 ▶ 羽田えさ政 参加人数 ▶ 28名

今年も青年部会恒例の家族交流会を無事に行うことが出来ました。舟釣りは初めての子供たちがほとんどでしたが、沢山釣れました。懇親会では実際に釣った魚を調理して頂き、「魚の命をいただく」ということを改めて感じられました。





## ● 支部企業交流 納涼会

### 第2・5支部合同納涼会

日時▶8月27日(火)

場所▶二子玉川東急ホテル

参加人数▶39名



### 第1・3支部合同納涼会

日時▶8月30日(金)

場所▶羽田エクセル東急ホテル

参加人数▶56名

### 第4支部 納涼会

日時▶9月4日(水)

場所▶アジュール竹芝

参加人数▶22名

本年度も各支部で企業交流納涼会を行い、企業間の交流を深めることができました。ビンゴゲームや福引き大会、オペラ歌手による歌唱など支部ごとに工夫をし、大いに盛り上りました。今年ご参加いただけなかった方も来年こそ、企業交流会にご参加いただき、会員同士の情報交換・交流を図って頂けることを願っております。

## ● 役職者一泊研修会・交流会

日時▶9月6日(金)・7日(土) 場所▶伊豆長岡京急ホテル会議室 参加人数▶24名

第一部の研修会では大同生命保険(株)竹田部長、幸村課長より「法人会と大同生命保険(株)の関わりについて」と題し福利厚生制度の構成や事務手数料など、運営の仕組みについて研修をしました。第二部の交流会ではおいしい食事に会話も弾み役員同士交流を深めることができました。



竹田部長

幸村課長



## 都税における納税証明は、すべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます

課税した事務所等に関わらず、納税証明はすべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます。ただし、申告・納付後1~2週間以内に納税証明を申請する場合は、①領収証書の原本(領収印のあるもの)②申告書の控え※(受付印のあるもの)の両方を、お近くの都税事務所(徴収管理班・納税証明担当)等の窓口までお持ちください。※②は申告税目のみ

都税における納税証明の申請については、郵送でも受け付けております。詳しくは主税局ホームページをご確認ください。(注)都税に関する証明等申請時には、「本人確認書類」の提示が必要です。

## 都税における納税証明は、すべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます

課税した事務所等に関わらず、納税証明はすべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます(自動車税種別割に関する納税証明(下表項目2、5)は、都税総合事務センター・自動車税事務所でも申請できます)。下表を参照のうえ、お近くの都税事務所等で申請してください。

なお、申告・納付後1~2週間以内に申請される場合は、①領収証書の原本(領収印のあるもの)②申告書の控え※(受付印のあるもの)の両方を、都税事務所(徴収管理班・納税証明担当)等の窓口までお持ちください。

都税における納税証明の申請については、郵送でも受け付けております。詳しくは、主税局ホームページをご覧ください。

※②は、法人事業税、特別法人事業税、法人都民税等申告税目の場合に限ります。

(注)都税に関する証明等申請時には、「本人確認書類」の提示が必要です。

証明の種類	申請先事務所	郵送申請先
1 納税証明(一般用) (自動車税種別割以外)	全都税事務所、都税支所、支庁	〒112-8787 東京都文京区春日 1-16-21
2 納税証明(一般用) (自動車税種別割)	全都税事務所、都税支所、支庁、 都税総合事務センター及び各自動車税事務所	
3 滞納処分を受けたことの ないことの証明	全都税事務所、都税支所、支庁	
4 酒類製造販売の免許申請 のための証明	全都税事務所、都税支所、支庁	都税証明郵送受付センター
5 自動車税種別割納税証明 (継続検査等用)	全都税事務所、都税支所、支庁、 都税総合事務センター及び各自動車税事務所	

【お問合せ先】 各都税事務所(徴収管理班・納税証明担当)・都税支所・支庁

今回も  
全問正解  
ですよネ



### 税金クイズの答え



- A ② 法人は、原則として、事業年度終了の日の翌日から2か月以内に法人税の確定申告をするとともに法人税を納付しなければなりません。
- B ① 適格請求書等保存方式の開始後令和8年9月30日まで、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の80%を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。なお、令和6年10月1日以後に開始する課税期間から、一の免税事業者から行うこの経過措置の対象となる課税仕入れの合計額(税込み)がその事業年度で10億円を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、この経過措置の適用を受けることはできなくなりました。
- C ② 現在の酒税はビールが63.35円、発泡酒(麦芽比率25%未満)と第三のビールが46.99円ですが、令和8年10月に54.25円に統一される予定です。
- D ① 平成15年6月に、全国で唯一の租税教育用施設「タックス☆スペースUENO」として開設して以降、東京国税局管内をはじめ全国から多くの児童・生徒の方にご利用いただいております。



## ジャスト・ワン・ワード

◆今年1月1日に石川県能登半島地震が発生し、最大震度7 マグニチュード7.6、地形が変わるほどの大地震で、各地で甚大な被害に見舞われました。その復興もこれからの中、奥能登で9月21日に線状降水帯が発生し、仮設住宅エリアも含め、集中豪雨により多くのエリアで浸水被害に遭うなど、追い打ちをかける災害がありました。各地でも土砂災害が発生し、ライフラインも使えない状況となりました。土砂災害、津波、地盤沈下、火災など家に居たら安全と言う事は無く、食料の備蓄や防災グッズを用意しても、本当に役に立つかさえ分からぬ災害が多くなっています。一瞬の判断になる場合も有るかと思いますが、それぞれが今居る場所ではどうやって避難をするのかを日頃からイメージして、最善の判断が出来るように備えていけるようになればなと思います。

(広報副委員長 鎌田 康敬)

◆最近、二寸鉢で観葉植物をがっしりと育てるのに夢中だ。確定申告期明けの今春、モンステラの株分けの手順をネット検索した際、茎伏せの動画を見つけたのがきっかけだ。熱帯植物栽培家の杉山拓巳氏の説明が斬新だ。切口を丁寧に処理しあく抜き後、水苔で巻き、二酸化炭素(呼気)を吹込み密閉し、発根したら無機質の土に植える、というものだ。半信半疑ながら試してみた。すると発根率が格段に上がり、切れ込みの入った丈夫な新葉が出てきた。この成功体験に味を占め、小さく逞しい植物に育てる方法を調べてみた。無機質用土の使用、光度・気温・風・乾湿の管理、液肥と活力剤の違い、移動や植替えストレスの影響、矮化剤の有無、二酸化炭素の効力等新情報ばかりだ。現代の居室は気密性が高い。更に二寸鉢なら場所を取らないし室内管理はさほど難しくないはず。亀の甲羅のようなプリティータトルの葉模様を愛で、シャトルcockのゴツゴツした葉脈に葉面散布をして成長を楽しんでいる。趣味も仕事も情報のアップデートは大事だ。 (広報委員 木内 弘美)



**GO 国の教育ローン**  
Government Educational Loans  
あなたの“未来”応援します。

ご入学前のまとまった費用の準備が可能

ご融資額  
**350**万円以内  
お子さま1人あたり

固定金利  
長期返済が可能

40年以上の取扱実績

ご相談・お問い合わせは  
**教育ローンコールセンター**

受付時間 月～金 9:00～19:00

0570-008656 ハロー コール

ナビダイヤル

JFC 日本政策金融公庫

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月31日～1月3日）はご利用いただけません。ナビダイヤルがご利用いただけない場合等は、03-5321-8656におかけください。



CLOSE UP  
ご存知ですか



## 従業員の退職金準備は

# 東法連

# 特定退職金共済制度

### 東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由！

その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます

その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます

その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます

その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません

その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります

その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます

その7 簡単な申込手続で加入できます

### 公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

○東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。

○所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さんにご利用いただいている。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965

資料請求・お問い合わせは

**TTK** 公 益 財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階  
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642  
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/>

